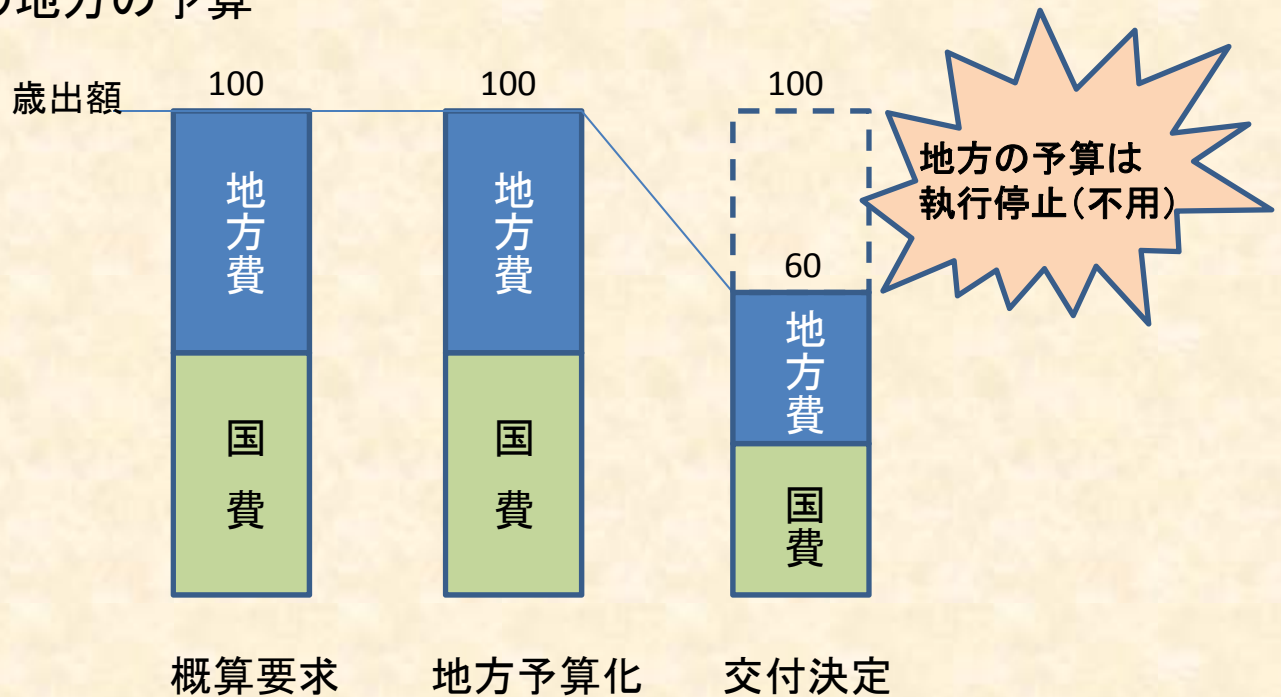


年度間調整について

現在

○地方の予算



○課題

◇国から地方への支援措置は、国の予算の範囲に限られるため、配分の減額に見合う事業進捗の遅れはやむを得ないこと。

◇翌年度配分の保証がないため、地方では、規則に基づき、当初予算から不用が発生し、住民の期待を裏切っている。
(行政が議会を軽視しているようにも映っている。)

◇国費配分の減によって事業の進捗が遅れ、計画目標を達成できなくなったとしても、地方は、国費配分減を公表理由にはできない。

年度間調整について

提案内容

○整備計画(計画交付限度額の新設)

- ・計画目標の達成を目指して計画的に事業を実施している。
- ・計画期間終了後は、事後評価も義務付けられている。



- ・新たに計画期間全体の交付限度額を設定して



○単年度の執行(単年度交付限度額)

単年度交付限度額について、現在の当初配分額から、計画交付限度額かつ要望額(地方予算額)の範囲内へ変更し、先行的な執行(翌年度交付)を認めて欲しい。

◇単年度交付限度額 = 当年度要望額(地方予算額) × 交付率 + 前年度までに実施した基礎額 - 前年度までに交付された国費総額 < 計画交付限度額

- ・**地方は、財源の担保があれば、歳出予算の執行ができる。(課題解消)**
- ・地方では、予算執行を停止して翌年度へ先送りした分は、再度、翌年度に要望している。その場合、翌年度に予定していた分は、翌々年度へ先送りしており、翌年度の国費要望額に対する実質的な影響は少ない。
- ・地方は、事業進捗の遅れに伴い、整備計画の目標が達成できなくなる恐れがある。その場合、やむを得ず整備計画を縮小・見直しする必要が生じる。

